

国港総第600号
国港技第92号
令和7年2月5日

各地方整備局 総務部 総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局 総務課長
技術企画課長
(公印省略)

「工事現場における適正な施工体制の確保等について」等の一部改正について

建設業法（昭和24年法律第100号）上の特定建設業の許可を要する下請代金額及び主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に定められているところ、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）により建設業法施行令が改正され、上記の金額要件が改定された。

これに伴い、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け、国港管第603号、国港建第108号）、「監理技術者制度の運用等について」（平成16年9月16日付け、国港管第502号、国港建第96号）について下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

（「工事現場における適正な施工体制の確保等について」の一部改正）

- 1 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け、国港管第603号、国港建第108号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(別添) 工事現場等における施工体制の点検要領 2. 適用対象 点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が <u>4,500万円</u> 以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、 <u>9,000万円</u> 以	(別添) 工事現場等における施工体制の点検要領 2. 適用対象 点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が <u>4,000万円</u> 以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、 <u>8,000万円</u> 以

上のもの。)について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。

上のもの。)について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。

(「監理技術者制度の運用等について」の一部改正)

- 2 「監理技術者制度の運用等について」(平成16年9月16日付け、国港管第502号、国港建第96号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 監理技術者等の途中交代について(マニュアル二-二(4)) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合があること。また、建設現場における働き方改革等の観点を踏まえ、その具体的内容について受発注者間で合意することとし、入札の公平性の観点から、原則として元請(発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をいう。以下同じ。)の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示する範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすること。なお、次の①から③に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。 また、工事請負代金額が<u>4,500万円</u>(建築一式工事にあっては<u>9,000万円</u>)以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サー	1 監理技術者等の途中交代について(マニュアル二-二(4)) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合があること。また、建設現場における働き方改革等の観点を踏まえ、その具体的内容について受発注者間で合意することとし、入札の公平性の観点から、原則として元請(発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をいう。以下同じ。)の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示する範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすること。なお、次の①から③に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。 また、工事請負代金額が<u>4,000万円</u>(建築一式工事にあっては<u>8,000万円</u>)以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事实績情報サー

ビス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。

①～③ （略）

2～4 （略）

5 監理技術者等の工事現場における専任について（マニュアル三）

監理技術者又は主任技術者は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと（専任特例の場合（建設業法第26条第3項ただし書の規定による場合又は同法第26条の5第1項の規定による場合のことをいう。以下同じ。）を除く。）。そのうち専任特例2号の場合（建設業法第26条第3項第2号の規定による場合のことをいう。）は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならないほか、兼務できる工事現場の範囲については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」（令和2年10月6日付け国港技第54号）によること。また、特定専門工事において、元請又は上位下請の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではないこと

ビス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。

①～③ （略）

2～4 （略）

5 監理技術者等の工事現場における専任について（マニュアル三）

監理技術者（特例監理技術者を除く。）又は主任技術者は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならないほか、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」（令和2年10月6日付け国港技第54号）によること。また、特定専門工事において、元請又は上位下請の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではないこと

に留意すること。したがって、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。また、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すること。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すること。

(1)、(2) (略)

(3) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

①～③ (略)

④ 工作物等に一体性が認められる工事

に留意すること。したがって、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。また、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すること。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すること。

(1)、(2) (略)

(3) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

①～③ (略)

④ 工作物等に一体性が認められる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が 4, 5 0 0 万円（建築一式工事の場合は 9, 0 0 0 万円）以上となる場合、監理技術者又は主任技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと（専任特例の場合を除く。）。

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計 4, 5 0 0 万円（建築一式工事の場合は 7, 0 0 0 万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が 4, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）以上となる場合、監理技術者又は主任技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと（特例監理技術者を設置する場合を除く。）。

附 則

この通知は、令和7年2月1日から適用する。